

サービス管理責任者（基礎研修）の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務範囲	業 務 内 容	基礎研修受講に必要な実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 相談支援事業に従事する者 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・障害児相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・身体障害者相談支援事業 ・知的障害者相談支援事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業	3年以上
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ・児童相談所 ・身体障害者更生相談所 ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者更生相談所 ・福祉に関する事務所 ・発達障害者支援センター	
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ・障害者支援施設 ※1 ・障害児入所施設 ・老人福祉施設 ※2 ・精神保健福祉センター ・救護施設及び更生施設 ・介護老人保健施設 ※3 ・介護医療院 ・地域包括支援センター	
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ・障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター	
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ・特別支援学校	
	カ 医療機関（病院若しくは診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 ※8 （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等 ※１を有する者 （４）上記アからオに掲げる業務に１年間以上従事した者	
	キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・精神障害者地域生活支援センター ・保健所 ・市町村役場 ・指定居宅介護支援事業所 ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等（市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など） ・小学校、中学校の特別支援学級の担任 ・障害児受入保育所（障害児受入による職員の加配を行っている場合に限る。）	

業務範囲		業 務 内 容	基礎研修受講に必要な実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	② 直接支援業務	ア 施設及び医療機関等において介護業務等に従事する者 ・障害者支援施設 ※1 ・障害児入所施設 ・老人福祉施設 ※2 ・介護老人保健施設 ※3 ・介護医療院 ・療養病床 ・障害福祉サービス事業 ※4 ・障害児通所支援事業 ※5 ・老人居宅介護等事業 ※6 ・病院若しくは診療所又は薬局 ※7 ・訪問看護事業所	6 年以上
		イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ・特例子会社 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所	
		ウ 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等（市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など） ・小学校、中学校の特別支援学級の担任 ・障害児受入保育所（障害児受入による職員加配を行っている場合） ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム	
	③ 有資格者	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 ※8 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 ※9 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 ※10 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 ※11	3 年以上
	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等（※12）に基づき当該資格に係る業務に 3 年以上従事している者（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可） ※12 医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，視能訓練士，義肢装具士，歯科衛生士，言語聴覚士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，管理栄養士，栄養士，精神保健福祉士又は公認心理士 ----- (例) 歯科医師資格所持者（サビ管受講希望）の提出する実務経験証明書の内容（それぞれで作成） ➡┌ └ ・歯科医師としての実務経験証明書（3 年以上） ・①、②に定める相談支援業務、もしくは直接支援業務の実務経験証明書（1 年以上）	左表（イ）国家資格等に基づき当該資格に係る業務 3 年以上 ＋ ①、②に定める相談支援業務、もしくは直接支援業務 1 年以上	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務

※1「障害者支援施設」

障害者につき、施設入援支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援）を行う施設をいう。また、旧法施設も要件に含む。

※2「老人福祉施設」

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の認可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をいう。

※4「障害福祉サービス」

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。

※5「障害児通所支援事業」

障害児通所支援事業を行う事業をいう。「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう。

※6「老人居宅介護等事業」

老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は、介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定める者を供与する事業をいう。

※7 原則、精神病院や心療内科での経験ではない場合、実務経験に数えることは出来ない。例えば、内科の外来で時折障害を持った方の受診がある、というケースは実務経験として認められない。

※8「社会福祉主事任用資格を有する者」（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）

- ・大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- ・社会福祉主事資格認定通信課程を修了した者など

※9「訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修」

- ・訪問介護員養成研修1級課程 / 訪問介護員養成研修2級課程 / 介護職員初任者研修課程 実務者研修

※10「児童指導員任用資格者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する者）

- ・児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- ・大学の学部で社会福祉学・心理学・教育学若しくは社会学を修めて卒業した者
- ・教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 など

※11「精神障害者社会復帰指導員任用資格者」（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当する者）

- ・高等学校卒業者で2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者など

注) ここで、1年以上の実務経験とは、**業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上**であることをいうものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。